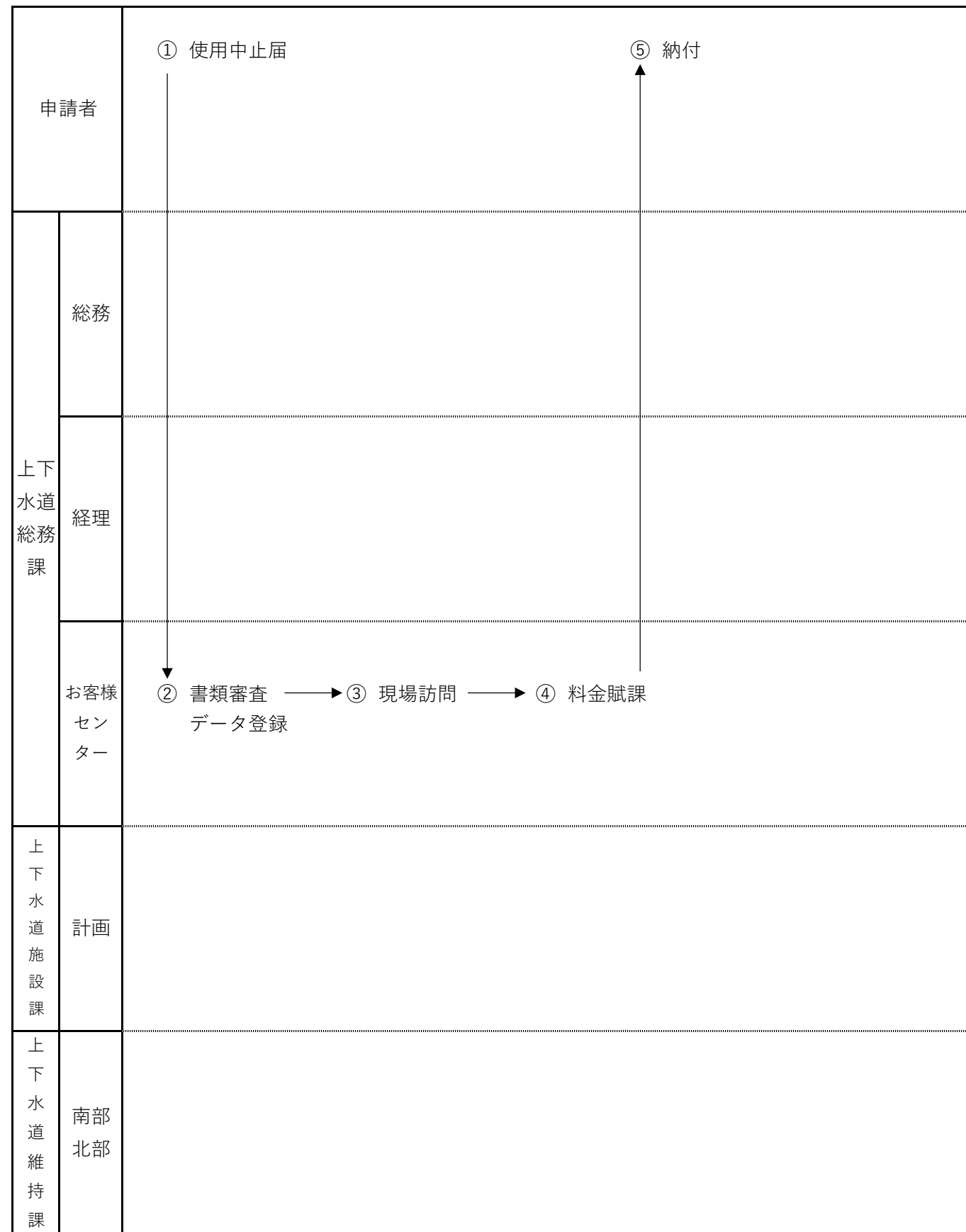


事務処理フロー図

(令和5年2月14日現在)

事務名： 給水装置使用中止の届出

根拠法令： 北杜市水道事業給水条例、北杜市水道事業給水条例施行規程



| 項番 | 項目 | 説明 |
|----|---------------|---|
| ① | 使用中止届 | 勤務地の異動、入院、入所により1年以上水道を使用することができない場合や公営・市営住宅の退去などに、「給水装置使用中止届」を提出してください。 ※届出日において、北杜市に住民票があることが条件となりますので、証明書類を添付してください。 |
| ② | 書類審査 データ登録 | 提出された届出書類の内容について審査を行います。 その後、端末機で受付処理を行い、お客様の情報をデータベースに登録します。 |
| ③ | 現場訪問 | 使用中止日に現場訪問し、使用中止時点での使用水量等を検針し、止水栓による閉栓を行います。 |
| ④ | 料金賦課 | 検針した使用水量に基づき、料金を算定し、納入通知書を発行します。 |
| ⑤ | 納付 | 送付された納入通知書により、使用中止日までの料金を納付していただきます。 口座振り替えのお客様は、口座振り替え日に引き落としいたします。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |